

平成30年度事業計画

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

I 基本方針

シルバー人材センターは、「自主・自立、共働・共助」を基本理念として、高齢者が長年培ってきた知識、経験、技能を活かし、働くことを通じて健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上と活性化に貢献することを目的としています。

当シルバー人材センターとしても、高齢者の多様な就業ニーズに応じ、地域社会の日常生活に密着した臨時的かつ短期的又は軽易な就業機会を確保・提供し、併せて高齢者の生きがいの充実、社会参加の促進により、地域社会の活性化に貢献しているところです。

今後も、これまで以上に公益的な事業と地域から信頼される事業運営が求められております。

第二次中期計画の基本目標である「地域に根ざした活力あるセンターづくり」をめざして、計画に掲げた5本の施策に基づき、次の諸事業を積極的に推進します。

II 事業の実施計画

1. 会員組織の拡充

地域に根ざし、市民に信頼されるセンターづくりを継続していくためには、会員組織の拡充が必要です。本年も会員募集案内を「広報ほんじょう」等に掲載します。また、「センターオリジナルちらし」や「リーフレット」の配布、ホームページを通じてのシルバー人材センターの事業の紹介や、会員・役職員個々による「口コミ」等による普及活動により、会員組織の拡充を図り、さらに女性会員の入会促進に努めます。

入会を希望する市民に、上部団体監修DVD、会員のしおり及び各種資料を用いた入会説明会を定期的で開催します。また、入会受付日を設けて、入会希望者のより細かな就業意向を把握します。

2. 就業機会の開拓と拡大

会員の求める仕事の拡大と就業に対する意識の低迷下を防ぐため、基本理念に基づき会員自ら近隣へのポスティング活動を行います。同時に組織をあげて各種イベント等の機会を利用したセンター事業のPR活動を行います。

また、同じ就業希望をもつ会員の中にも就業者もいれば未就業者もいますので、より多くの会員が均等に就業できるように就業希望職種や就業履歴等を勘案し、ローテーション就業の充実と未就業会員の就業面接を行い会員の就業意欲を高めます。

さらに、新規事業のプロジェクトチームを編成し、企画提案方式や指定管理者制度によるものへの対応も順次進めます。

並びに、個客アンケート等の情報を反映しながら、会員がセンターの事業理念を理解・賛同して、希望する業務分野の技能を意欲的に修得して就業機会につなげていくことを目的に、会員や市内在住の高齢者を対象に研修や講習を行います。

3. シルバー派遣事業の推進

派遣就業を希望する会員及び発注者に対し、派遣法に基づき公益財団法人いきいき埼玉シルバー人材センター連合本庄市事務所として会員の拡大、就業の開拓を行い、シルバー派遣事業を積極的に推進します。

4. 有料職業紹介事業

会員、非会員を問わず、臨時的かつ短期的な雇用による就業を希望する高齢者に対して、公益財団法人いきいき埼玉シルバー人材センター連合本庄市事務所として、職業紹介事業を行います。

5. 適正就業の推進

仕事の受注の際は、シルバー人材センターの受注形態の基本を逸脱する案件がないように法令を遵守し、関係各方面の理解を得ながら契約内容の確認努力を逐次進めます。

また、適正就業について、国のガイドラインの理解と浸透に努めます。

なお、高所作業や危険を伴うものなどは受注せず、作業規模についても高齢者にふさわしい小規模な仕事に限定し、民間企業との棲み分けに配慮します。

6. 安全就業の推進

シルバー人材センター事業の規模拡大に伴い、全国又は埼玉県内のセンターから就業中や途上の悲惨な重篤事故の報告が後を絶ちません。

就業先の仕事内容の安全確認はもちろん、会員一人ひとりの安全意識の高揚と安全保護具等を必ず装着する等、事故を未然に防ぐための日常の心がけが大切です。

本年も、安全・適正就業対策員及び安全・適正就業推進員を中心に機械、器具の点検、また研修会の開催、作業現場の巡回指導等を積極的に行い、安全保護具等の貸与や提供を通じて安全就業の推進を図ります。

7. 普及啓発活動の推進

市民をはじめ発注者に、シルバー人材センターの趣旨をより一層のご理解を深めて頂くために、センターの広報誌「シルバー本庄」の発行を行います。並びに、センターHP（ホームページ）を活用し広くセンターの活動をアピールします。

また、ボランティア活動として公共施設等の清掃活動を実施、さらに市等の行事に参加して普及啓発活動の推進を図るとともに、シルバー人材センター主催の、展示型・実演型・体験型等の業務紹介イベントとして『はつらつシルバーフェスティバル』を企画立案し、実施します。

8. 仕事別グループ化の確立と推進

仕事別グループ化を確立・実施する中、事務局業務担当職員の業務統一化により益々機能の重要性が必要とされます。「自主・自立，共働・共助」の理念のもと、さらなるグループ機能の向上を推進していきます。

特に少子・超高齢社会では、地域社会における様々な支援体制が求められており、介護予防・生活支援事業の推進と、専門職の成年後見人と連携して被後見人をサポートする生活支援事業を行います。

9. 地域班活動の推進

地域班は、会員相互の連帯意識と親睦、そしてセンターと会員との連絡体制を密にし、センター事業の円滑な運営を図るものです。

このために、地域班長会議及び地域班会議を開催し、地域班員の意見や状況等の情報を交換し合い、円滑なセンター運営の推進を図ります。

10. 個人情報保護

センターが保有する会員に関する個人情報を厳格かつ適正に取扱い、会員の権利及び利益を保護し、公正で信頼されるセンターの運営推進を図ります。

11. 事務局基盤の強化

事業の発展に伴い、限られた職員で運営する事務局業務も多方面にわたる、様々な知識、能力が要求されています。

本年も、事務処理方法の見直しや、業務の正確性及び迅速性の追求を行うと共に、事務効率化の推進を行います。

また、職員の研鑽活動を通じてその資質の一層の向上を図り、事業運営、組織運営及び会計処理等について、より正確性と効率化の推進に努めるとともに、一層の経費節減に努めます。